

平成 17 年 12 月 5 日

市立小・中学校長 殿

青梅市教育委員会

教育長 小 池 誠

(公 印 省 略)

児童・生徒の安全確保について(通知)

標記の件については、日頃からご指導いただいているところですが、すでに新聞報道等でご承知のとおり、広島県、栃木県において、小学生女子児童が被害者となり、尊い生命を奪われるという痛ましい事件が、相次いで発生いたしました。今後、二度とこのような悲しい事件が起こることのないよう、家庭、学校、地域が一体となって、児童・生徒の安全を守っていく必要があると考えます。

つきましては、青梅市の小・中学校におきましても、下記の点にご留意いただき、校内はもとより、校外においても児童・生徒の安全確保が図られますよう、改めて指導の徹底をお願いします。

記

- 1 小学校においては、次の点に留意し指導すること。
 - (1) 防犯ブザーの扱いや「青梅子ども 110 番の家」の周知を図るなど、不審者に対する適切な対応について指導する。
 - (2) 登下校にあたっては、地域の実態や学年に応じて、集団による登下校を実施し、また、教員による見回り等の措置を検討する。
 - (3) 児童が、下校後に外出する場合には、常に保護者に所在がわかるように家庭への連絡を習慣付けるよう指導するとともに、必ず、防犯ブザーを携行することを徹底する。

2 中学校においては、次の点に留意し指導すること。

- (1) 日照時間が短くなっている状況を踏まえて、部活動等の下校時刻を厳守し、可能な限り集団で下校するよう指導する。
- (2) 学校から、直接、塾等に通う場合などには、必ず一度、家庭に連絡するなど、常に所在と安全の確認ができるような方法を考え、励行するよう指導する。
- (3) 外出に際しては、常に、防犯ブザーの携行を徹底する。

3 地域における児童・生徒の安全確保について、次の点に留意し指導すること。

- (1) 学校は、改めて学区域の通学路の安全確認を行い、夕刻、人通りが少なくなるなど、危険が予想される箇所について、児童・生徒への注意喚起を行うとともに、家庭や地域等とも連携しながら安全確保に努める。
- (2) 地域における児童・生徒の安全については、PTA組織や地域の防犯組織などとも緊密な連携を図り、小学校における登下校時の付き添いや見回りを実施するなど、家庭や地域と一体となった「安心・安全のまちづくり」を推進する。
- (2) 不審者情報があった場合は、至急、青梅警察署や各地域の駐在所と緊密に連携して対応し、警察署に110番通報を行うとともに、教育委員会、近隣小・中学校、学童保育等にも直ちに連絡し、事故の再発防止に努める。また、学校の休業日についても、円滑な対応が図れるよう連絡体制を整備しておく。

以 上